

六領土及在外權益の剝奪

29

公正なる領土歸屬決定

(1) 聯合國領土裁次領土約野心をききことを聲明し
（大西洋憲章第二項、カイロ宣言、一九四五年
海軍記念日に於ける米國大統領の演説等）居る
と共にポツダム宣言は日本の没収乃至毀滅化を

日本近接諸
小島

目的とするものに非ざる次第を明言し居るに任
み日本としては個々の場合に之等の公約を採用
し極力公正なる解決方に努むること

聯合國の決定に俟つべき日本近接諸小島に關し
ては民族的、地理的、歴史的、經濟的論據に立
ちて極力我國に保有を許さるる範圍の擴大を圖
るべきこと

右に關聯し日本領土に對する統治權乃至行政
權の行使制限に關するメモランダム(一九四六
年一月二十七日附)中、特種委任地(小島及伊豆大島等)に
關し之等地域が歴史的、地理的、民族的に日
本に屬せしめらるべきことの妥當なる所以を權
威ある科學的資料に依り説得すべきこと

琉球諸島

(3) 琉球諸島に付ては聯合國共同信託統治地或は米國單獨信託統治地或とする可能性質も多く中華民國の領土となす可能性は差當り乏しきものと認めらるる懸念者の場合は反對し得ざるべく又後者の場合は其の理由なき所以を強く主張し最悪の場合と雖も人民投票に依る最終的解決方を求めること、

尙沖繩島は米國に依り國際聯合規約等八十二條所定の信託統治地或中の要略地或に指定せらるること懸念せらるるも右には反對し得ざるべきこと

琉球諸島

(5) 琉球諸島に付ては(3)の第二項の沖繩島と同様米國に依り信託統治地或下に置かれ要略地或に指定せらるること懸念せらるる懸念に對しては反對し得ざるべきこと

朝鮮及臺灣

(6) 朝鮮の獨立及臺灣の中國への返還は之を承認すべく右に伴ひ朝鮮の安全保障を講ずる氣意を盡かしむること

在外邦人の生存權保障

(7) 朝鮮、臺灣、千島、南樺太、滿洲や支那より引寄せられ三之等諸島に留置する日本人の私生活に對ては夫々其の状況に應じ相當額を賠償の對

國籍

象より外し生存權の確保に資せしむる横新街を
行ふこと

(9) 一定期間中日本に居留する朝鮮人、臺灣人をして
自由に國籍を選擇するの權利を與へ他方朝鮮、
臺灣に居留を希望する日本人をして同様在留國
の國籍の取得を認めしめ沖繩其の他の島嶼(委
任統治地を含む)にありては住民に其の統治權
行使國の國籍取得を認むると同時に我が國籍に
對する選擇權を有せしむること

朝鮮地帯に
在る者

新國籍取得者

(10) 帝國と帝國領土の國籍を受くる國との間に於て
朝鮮地帯に於ける住民の利益殊に其の私權、營
業及家族執行に關して取極を締結すべき旨の條
約的規定を變かしむること
朝鮮國の國籍を失ひ新に聯合國の國籍を取得した

の公平待遇

るものが人種、宗教、言語、風俗等の相違より
常該國に於て私權の享有及社會生活上何等差別
的待遇を與へらるることなかるべき旨の規定を
置かしむること

軍事能力の徹底的破壊
 聯合國の基本的對日要求たる平和的國家の轉換は日本人の自發的措置に依る部面と聯合國が日本に對し強制する部面とある。最後者に付ては徹底的の武装解除及將來の軍事能力の破壊が一大眼目を成し得ること明かにして聯合國は日本の降伏以來既成事實と化したる非軍備化措置を更に更めて條文化せんと試むること夢想せらるる即ち陸海空軍の完全なる解体と之が再建の禁止及武器彈藥の製造の禁止、防備施設の撤廢と制限、軍事生産及戰爭手続の生産施設並其の研究の禁止、兵制度の撤廢、軍事的教育及軍事の訓練の禁止等を軍備條項として平和條約に明定せしむべく右は逐つて廢絶なるものとなるべきこと豫想に難からず

右に對置する為

國內治安維持 (1) 日本が獨立國としての國內治安を維持する為最
 小限度必要なる武装警察隊乃至國內保安隊の保有を承認せしむること

火藥類生産 (2) 火藥類にして平和産業に必要なものの製造許可其の他軍需と平和的需要とを區別し難きものにして平和産業遂行上不可缺なるものの制限緩和を求め以て日本國民經濟に支障を來さざらしむるに努むること

國際條約の一部の效力回復
 郵便、電信、阿片、衛生、労働、工業所有權、著作權等國際行政部門に於ける多數國條約は存続せしめらるべく通商條約に關しては消滅主義を採り又聯合國側が有利なる條約の復活方を一方的に對處する為

國際行政部 (1) 國際行政部門に於ける多數國間條約の存續は帝國の一般國際關係參加(前述四)の一部として之を承認すべきこと

條約復活問題 (2) 聯合國國が一方的意思を以て其の欲する條約の復活を日本に要する場合に對しては右が我方に不利なる條約の復活なる時は我方の承諾を條件とすることを主張すべきこと

通商條約 (3) 通商條約締結の迅速に各國別に交渉を開始すべき旨を規定すること

九 戦前及戦時中に於ける懸案の件

今次の戦争開始前及戦争遂行中日本と諸外國との間に存したる未解決諸案件を處理する爲の「對日懸案處理國際委員會」とも稱すべき機構の設置せらるべきことに關し中和條約中に規定すること豫想せらるる

右に對處する爲 懸案處理 (1) 戦前及戦時中の未解決諸案件の資料及解決案を整理し置き不公正なる處理案を押付けらるることを極力避くること

我方の要求 (2) 日本側より聯合國に對し懸案解決を要求すべきに之を聯合國へ提示して公正妥當なる解決方を促進すること

38 一〇 不公正乃至苛酷なる條件

主要聯合國中對日態度必ずしも一樣ならざるも中には極めて苛
酷なる條件を負はしむべきことを主張し乃至不公正なる取扱を
維持する處あるべく右は全議の調子を豫想以上に暖化せしむる
に至ることあるべし
右に對處する為

署名拒否 (山) 我國の立場より見て餘りに苛酷にして條件の履
行覺束なきか又は不公正にしてボツダム宣言受
諾の趣旨に照し承服し難きもの付ては條約の
署名を拒否すること

批准拒否と 署名拒否と 若し一時中和條約に署名を餘儀なくせられたる
條約の批准 聯合に於ては之が批准を拒否し難き處なる時
に締結仕直しをなすへきこと

39 (注意) 本件政治條項の想定に照應せる我方對處方針は未だ素
より大綱を検討したるに過ぎざるも右は中和條約締結開始

が表世的に具體化し我方の方針を無効とする際迄之を眞
底に敷し置くの趣旨に非らず今後の所究の一指針たらしむ
ると共に現在に於ても聯合國側對し凡ゆる接衝を提へて
對處方針に體現せられ結る正當なる立場と主張とを相手方
に理解浸透せしむるに努むるの旨料たらしむべき心組みを
以て取進めたる次第にして従つて聯合國側との日常の接衝
の際に於ても右我方立場と主張とを常に念頭に置きて對處
すべく切つて以て最も公正妥當なる中和條約の締結に導く
に當せしむべきものとす